

平成30年4月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成30年4月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成30年4月25日(水) 午後1時30分から午後1時51分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	花野 隆雄	会長代理 :	2 番 :	水澤 正明
委 員 :	3 番 :	忠 貞夫	委 員 :	4 番 :	榎本 太
委 員 :	5 番 :	森田 謙	委 員 :	6 番 :	田村 信秀
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	緒形 文一
委 員 :	9 番 :	馬場 勝	委 員 :	10 番 :	西奈美 公平
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	松村 智
委 員 :	13 番 :	今井 輝子	委 員 :	14 番 :	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中 条 :	志村 政美	委 員 :	中 条 :	佐藤 隆
委 員 :	乙 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	安城 守英
委 員 :	築 地 :	白塚 幸二	委 員 :	築 地 :	小熊 威
委 員 :	黒 川 :	今井 明	委 員 :	黒 川 :	小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：佐藤秀雄、主事：飯沼健太

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 30 年 4 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5 番森田謙委員、6 番田村信秀委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、3 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>3 月 28 日、胎内市農業再生協議会総会が市役所 5 階和室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>同日、新潟県農業会議通常総会が新潟市の東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>4 月 12 日、全国情報会議が東京都の椿山荘で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>4 月 13 日、農業委員会北蒲原郡市連絡協議会の情報交換会が東京都の全国農業会議所で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>4 月 16 日、新潟県農業会議第 25 回常設審議委員会が J A ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>4 月 18 日、新任農業委員及び推進委員の研修会を市役所 5 階会議室で開催し、今井輝子委員、阿部委員、佐藤委員、小泉委員、安城委員、小野委員に出席していただきました。</p> <p>同日、4 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、1 班の委員の皆様にご覧いただき審査していただきました。</p> <p>4 月 19 日、農業委員会北蒲原郡市連絡協議会の総代会が新発田市の北辰館で開催され、会長、水澤職務代理が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>第 1 号議案は、本総会出席委員に関する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第 1 号議案の 1 番及び 3 番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案の 1 番及び 3 番をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、譲渡人が営んでいた事業の破産に伴い、財産の整理をするにあたって、申請地を長年耕作している方へ売り渡すもので、破産管財人からの申請です。</p>

	<p>売買価格は、総額でおよそ〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、譲渡人からは、申請地の田 159 m²と原野 56 m²合わせて 215 m²を、譲受人からの山林 219 m²と交換するものであります。地目が異なるので等価交換にはならないため、双方において不動産取得税が課税されますが、申請人においては、やむを得ないとのことで納得をいただいております。</p> <p>以上、第 1 号議案の 1 番及び 3 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の 1 番及び 3 番の事前審査結果について、4 番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 4 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班委員 5 名及び事務局 2 名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案の 1 番は、経営の拡大のための売買、3 番は、耕作不便のための交換であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案の 1 番及び 3 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案の 1 番及び 3 番については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案の 1 番及び 3 番については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 1 号議案の 2 番を議題とします。</p> <p>なお、本案件は〇〇に関する案件でありますので、審議終了まで退室させていただきます。</p> <p>また、議事進行については、〇〇をお願いいたします。</p>

議長	<p>では、議長を交代します。 それでは、第1号議案の2番を事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案の2番をご説明いたします。 この案件は、経営拡大のため、中村浜の畑を売買するもので、売買価格は総額でおよそ〇〇円、10a当たり〇〇円であります。 第1号議案の2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第1号議案の2番の事前審査結果について、4番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。 第1号議案の2番につきましては、経営の拡大のための売買であり、法に定める不許可要件に該当しないため、事前審査会では許可相当であると判断いたしました。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の2番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第1号議案の2番については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、ここで〇〇に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(〇〇・入室)</p>
議長	<p>第1号議案の2番については、許可することに決定いたしました。 それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議長交代)</p>

議長	<p>議長を交代します。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>1番の案件は、西本町から柴橋へ向かう中条・紫雲寺線に隣接する第3種農地の休耕畑に共同住宅を建設するための転用であり、建築面積は10世帯の建物が189.49㎡、5世帯のものが143.22㎡、4世帯のものが114.57㎡と3棟の共同住宅及び25台分の駐車場を整備するものであります。売買価格は、総額〇〇円、坪当たり〇〇円であります。</p> <p>なお、現地確認の結果、事前着工はありませんでした。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途区域であるあかね町地内の休耕畑に個人住宅を建設するための転用であり、建築面積は266.64㎡、売買価格は総額〇〇円、坪当たり〇〇円であります。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>2ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、4番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、共同住宅建設及び個人住宅建設のための転用であります。</p> <p>1番は、現地を確認しましたが事前着工もなく、2番については、やむを得ないものとして、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第2号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の1番から28番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが2件、賃借権を新規に設定するものが21件、同じく再設定するものが5件であります。</p> <p>1番2番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円であります。</p> <p>3番から6番は、労力不足を理由として、認定農業者に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円であります。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>7番から11番は、労力不足等を理由として、認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円であります。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>13番から18番は、労力不足を理由として、認定農業者に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、13番から16番は17,500円、17番18番は、それぞれ13,500円、17,000円であります。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>19番から23番までは、労力不足を理由として、認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、コシヒカリ15kgから60kgであります。</p> <p>24番は、労力不足を理由として5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、20,000円であります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>25番から30番は、労力不足を理由として、5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は25番、27番がそれぞれ20,000円、10,000円、26番、28番がそれぞれコシヒカリ120kg、60kgであります。</p> <p>以上、いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の1番から28番の事前審査結果について、4番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の1番から28番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが2件、賃借権を新規に設定するものが21件、同じく再設定するものが5件であります。</p>

	<p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の1番から28番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第3号議案の1番から28番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第3号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で日程第3の第1号議案から第3号議案までの審議を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了致しました。</p> <p>これを持ちまして、平成30年4月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成30年4月25日

議 長

5 番

6 番
